

世界最先端の知財立国を目指して
～「知的財産推進計画 2007」の策定に当たっての提言～

これまで、我が党主導の下、知財立国実現に向けた種々の改革を進めてきた。2003年から2005年までの3年間は知財政策の「第1期」として、知財に係る制度や体制の整備に努めてきたが、2006年からの3年間は、世界最先端の知財立国を目指し、これまでの取組みの実効を上げるとともに、新しい課題に対応していく「第2期」と位置付けられる。

知財戦略は、生産性向上、成長力強化に不可欠であり、絶え間のないイノベーションを創造していくために重要な役割を果たす。

また、我が国の魅力を海外に発信していくためにも、映画、アニメなどのコンテンツやファッション、地域ブランド、食などの日本ブランドの振興が不可欠である。

自由民主党知的財産戦略調査会は、「第2期」の折り返しの年に当たって、以下を提言する。

1. 文化創造国家づくりに向けた改革

(1) コンテンツの創作・流通の促進

映画、アニメ、ゲームなどの我が国のコンテンツを振興し、世界最先端のコンテンツ大国を実現する。多くの人々がコンテンツを楽しむ一方、これを権利として適正に行使し、クリエイターがその利益を新たな創造のための資金に回せるよう、デジタルコンテンツ流通促進のための法制度の検討を含め、必要な施策を講ずる。

(2) コンテンツや日本ブランドの海外発信の強化

「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」の開催等を通じ、我が国の魅力あるコンテンツの海外発信を積極的に行うとともに、クリエイター等の国際交流や協力を促進する。

ファッション、地域ブランド、食などの日本ブランドについて、在外公館などを活用しつつ、文化外交や観光政策とも連携して効果的な海外発信を行う。

2. 知財政策の国際的展開の推進

(1) 模倣品・海賊版対策の強化

映画の上映中に劇場内において無許可で撮影された映像を基にした海賊版が流通している現状に対処するため、本国会に提出されている「映画の盗撮の防止に関する法律案」の速やかな成立を図るとともに、同法律案について、周知徹底、事業者による映画の盗撮防止努力、違反行為の取締り等対策の強化を図る。

模倣品・海賊版は、企業活動に損害を与えるだけでなく、消費者の健康や安全をも脅かしている。また、犯罪組織の資金源にもなっており、拡散防止のためにはグローバルな取組みが不可欠である。このため、日本の強いリーダーシップの下、諸外国との連携を密にして「模倣品・海賊版拡散防止条約」の早期実現を目指すとともに、模倣品・海賊版の水際における取締りを強力に推進する。

海外における模倣品・海賊版の被害が依然深刻であることにかんがみ、関係府省及び官民が連携・協力し、様々な場と機会を通じて、改善策を講ずるよう効果的な働きかけを行う。

(2) 世界特許の早期実現

現行の特許制度の下では、各国ごとに出願する必要があるため、各国特許庁の重複審査が発生する。世界特許システムの構築の早期実現を目指し、米欧との連携により、特許審査ハイウェイなど審査協力を促進するとともに、特許出願様式の統一など特許制度の共通化を図る。

(3) 国際標準化活動の強化

経済活動のグローバル化、世界市場の一体化が進む中、国際標準化活動の重要性は著しく増大している。我が国産業の国際競争力の強化と世界のルール作りへの貢献という視点から、昨年12月に決定された「国際標準総合戦略」に基づき、国際標準化活動を強力に推進する。

(4) アジア地域における知財制度の整備と協力の促進

アジア地域における知財人材の育成、制度整備、情報化等を支援するため、知財専門人材の研修受入れや専門家派遣を拡充するとともに、アジア諸国との特許審査協力を促進する。

3．特許審査の迅速化

特許審査の滞留は、企業の経営戦略に悪影響を及ぼしかねない。審査の遅れが最大になると予測される2008年における審査順番待ち期間を29ヶ月台、2013年には11ヶ月に短縮し、最終的にはゼロにすることを目指し、必要な審査官及び任期付審査官の十分な確保や審査業務の最適化、合理化及び出願構造の改革を促進する。

4．企業のライセンス活動の円滑化

企業が技術に係るライセンス契約を交渉・締結する際に、独占禁止法上の問題の有無について容易に判断できるよう、企業のニーズや国際的整合性の観点を踏まえて、早急に「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」を策定し、公表・周知する。

5．中小・ベンチャー企業と地域への支援

全国に設置された「知財駆け込み寺」の相談機能を強化するとともに、中小企業・ベンチャー総合支援センター、知的所有権センター等支援機関のサービスの質的向上と連携の強化を図る。また、地域の大学や中小企業が保有する技術、地域ブランド、観光資源等地域固有の知財の活用を支援する。

6．知財人材の充実

知財立国の実現には、知財を創造し、保護し、活用する人材の育成が極めて重要である。このため、知財専門人材の育成と質の向上を図るとともに、国際的に通用する人材や複数の分野に通じた融合人材を戦略的に育成する。また、知財に強い法曹人材の養成に力を入れる。

7．迅速かつ適切な紛争処理の実現

知財高裁において、今後とも知財分野における専門的処理体制を一層充実させ、迅速かつ適切な紛争処理を行う。

8．国民の意識改革

知財は企業のビジネス戦略上有用であるのみならず、国民生活を豊かにする糧としてきわめて重要である。このため、知財を尊重し、知財によって発展するという共通の価値観を国民全体に浸透させるための取組みを進める。

また、次世代の日本を担う子どもたちが柔軟な発想力と豊かな創造性を発

揮しオリジナリティや他人の権利を尊重するよう、知財教育を充実させる。

9. 知的創造サイクルの好循環のさらなる拡大

知財立国実現のためには、まず、一つでも多くの良質の技術やコンテンツを創出するとともに、それらを権利化等により保護し、幅広く活用していくという一連の取組みが重要である。このような創造、保護、活用の知的創造サイクルのスピーディーかつダイナミックな好循環を促進する。

平成19年5月17日

自由民主党政務調査会

知的財産戦略調査会